

滋賀県市町村職員研修センター議会公印規程

〔平成 14 年 5 月 8 日滋賀県市町村職員研修センター議会議長訓令第 1 号〕

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、別に定めがあるものを除き、滋賀県市町村職員研修センター議会の公印の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第 2 条 滋賀県市町村職員研修センター議会の所管する公印の名称、寸法および個数は次のとおりとする。

名 称	寸 法	個 数
滋賀県市町村職員研修センター議会議長印	方 24 ミリメートル	1

(滋賀県市町村職員研修センター公印規則の準用)

第 3 条 滋賀県市町村職員研修センター公印規則(平成 14 年滋賀県市町村職員研修センター規則第 3 号)第 3 条から第 7 条までの規定は、滋賀県市町村職員研修センター議会の所管する公印に係る新調等の告示、公印の管理、公印を使用したときの事務処理、廃止した公印の処分、その他について準用する。この場合において、同規則の規定中「管理者」とあるのは「議長」と、「事務局長」とあるのは「書記長」と読み替えるものとする。

付 則

この訓令は、平成 14 年 5 月 8 日から施行する。